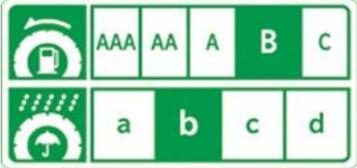


項目	No.	質問	回答																				
事業目的について	1	この事業はどのような目的で実施するのですか。	エネルギー価格や物価高騰により、経営に影響が生じている市内中小事業者等が取り組む省エネ環境の整備及び社用車にかかる低燃費タイヤの導入経費の一部を支援することで、経営負担の軽減及び事業の継続化に繋げることを目的としています。																				
対象者等について	2	具体的にどのような事業者が対象となりますか。	美祢市内に事業所等を有している、下記に該当する個人又は法人で、今後も事業を継続する意思があること。 ・中小企業基本法第2条に規定する企業者（個人農家は除く。） ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 ・医療法第39条に規定する医療法人 ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 ※上記に該当する事業者であっても、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとし市が判断する場合は対象外とします。																				
	3	No.2の「事業所等」を具体的に教えてください。	市内事業者等が事業のための専有施設として所有する事業所又は店舗のうち、事業所名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいいます。																				
	4	中小企業基本法第2条に規定する企業者の定義を教えてください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者</th> <th>小規模企業者</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td rowspan="2">100人以下</td> <td rowspan="2">5人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業種	中小企業者		小規模企業者	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数	①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	③サービス業	④小売業	5,000万円以下	50人以下	
	業種	中小企業者			小規模企業者																		
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数																			
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下																				
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下																				
③サービス業																							
④小売業	5,000万円以下	50人以下																					
5	個人事業主ですが対象となりますか。	税務署へ開業届を提出している方又は所得税の確定申告にて事業収入を申告している方は対象となります。																					
6	補助対象要件はありますか。	令和8年1月1日時点において、市内に事業所等を有し、かつ、6か月以上継続して事業活動を行っていること、など諸要件がありますので、詳細は別添「美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付要綱」にてご確認ください。																					
対象要件等について	7	本店が市外で、美祢市に支店があります。この場合申請は可能ですか。	No.6を満たしていれば可能です。 ただし、省エネ機器については、美祢市内の事業所等に設置する機器のみを対象とします。また、低燃費タイヤについては、美祢市内の事業所等で使用する社用車のみが対象となります。																				
	8	令和7年10月に開業したのですが、事業の対象となりますか。	対象外となります。（No.6参照） ただし、事業承継による開業については、承継した事業がNo.6の要件を満たしていることが確認できる場合は対象となる場合がございますので、その際は市商工労働課へお問い合わせ下さい。																				
	9	補助対象となる省エネ機器の種類はどのようなものがありますか。	一定の省エネ効果が認められる「エアコン、LED照明機器、LED電球、ショーケース（冷蔵・冷凍）、ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器、エコキュート、複写機及び複合機」が対象となります。																				
対象機器及び対象経費について	10	No.9について市外事業者から購入した場合も対象となりますか。	対象外となります。 対象となるのは、市内事業者（市内に本社（店）、支社（店）又は営業所（店）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主）から購入したものに限りです。																				
	11	どのようなものが補助対象経費に該当しますか。	No.9に該当する省エネ機器の購入及び設置にかかる経費が該当となります。 （※一部対象とならない経費があります。）																				
	12	どのような車両に取り付けるものが対象となりますか。	以下の全てに該当するものが対象となります。 ・自動車検査証において、自家用・事業用の別が「事業用」となっている車両又は自動車運転代行業の随伴用自動車として使用する車両 ・自動車検査証において、使用者の氏名又は名称が申請者である車両 ・自動車検査証において、使用の本拠の位置が美祢市内である車両																				

対象タイヤ及び対象経費について	13	どのようなタイヤが補助対象となりますか。	一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているもの又は各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるものが対象となります。
	14	どのようなものが補助対象経費に該当しますか。	No.12～13に該当するタイヤの購入及び取付（バランス調整含む）にかかる経費が該当します。（※一部対象とならない経費があります。）
対象経費・対象外経費について	15	No.11、14の「※一部対象とならない経費」とはどのようなものがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・旧機器や旧タイヤの撤去・処分にかかる経費 ・家電リサイクル料 ・クレジットカード会社・店舗等から賦与されたポイントでの支払い分 ・各種保証料・保険料、リース料など ・振込手数料や代引き手数料など ・その他市長が補助対象経費として適当でないとするもの
	16	新規導入、買い換えのいずれも対象となりますか。	対象となります。
	17	対象機器についてリースや中古品も対象となりますか。	リース及び中古品は対象外となります。
	18	対象タイヤについて中古品も対象となりますか。	中古品は対象外となります。
	19	対象機器について、既に導入（購入）済ですが対象となりますか。	対象外となります。対象となるのは令和8年3月6日（金）以降に申請し、その後、市から交付決定を受けた後に導入（購入）したものに限りです。
	20	購入の際、クーポンやポイントを利用してもよいですか。	使用されても構いませんが、クーポンやポイント分を差し引いて、実際にお支払いされる予定の金額に対して補助金の額を決定します。
省エネ機器にかかる一定の省エネ効果基準等について	21	一定の省エネ効果の基準について教えてください。	以下の1～3のいずれかに該当していること。 1. 統一省エネラベルの多段階評価点が★★★（3.0）以上 2. トップランナー基準を達成（省エネ基準達成率が100%以上） 3. グリーン購入法調達基準適合商品
	22	一定の省エネ効果とは具体的にどのようなことですか。	<p>※省エネ性能の確認方法 【参考：経済産業省 資源エネルギー庁より引用】</p>  <p>新しいラベルのポイントは主に3つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイント 1 多段階評価点 市場における製品の省エネ性能を高い順に5.0～1.0までの41段階で表示します。 ポイント 2 省エネルギーラベル トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。 ポイント 3 年間目安エネルギー料金 当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。 ※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金または目安灯油料金をのこします。 <p>「省エネ性能」は、カタログ等でご確認いただくか、「省エネ型製品情報サイト」 https://seihinjyoho.go.jpにてご確認ください。 「グリーン購入法調達基準適合商品」は「エコ商品ねっと」 https://www.gpn.jp/econet/で、画面の「グリーン購入法適合品のみ絞り込み」をチェックして検索することができます。</p>
	23	一定の省エネ効果の基準は満たしているがカタログ等にて証明できない場合どうしたらいいですか。	メーカーや販売店等に確認され、別添「省エネ効果証明書」の提出をお願いします。

	<p>24 低燃費タイヤとは具体的にどのようなタイヤのことですか。</p>	<p>※低燃費タイヤの確認方法 【参考：一般社団法人 日本自動車タイヤ協会より引用】</p> <p>ラベリング方法（表示方法） 「転がり抵抗性能」と「ウェットグリップ性能」を以下のように等級分けしています。</p>  <p>…転がり抵抗性能 5等級（AAA、AA、A、B、C）</p>  <p>…ウェットグリップ性能 4等級（a、b、c、d）</p>  <p>低燃費タイヤの定義： 転がり抵抗性能の等級がA以上且つ、ウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤのことをいいます。</p>
<p>低燃費タイヤの確認方法等について</p>	<p>25 カタログ等に記載のある低燃費タイヤラベルの見方を教えてください。</p>	<p>・低燃費タイヤに該当する場合</p>  <p>上記の場合は、転がり抵抗性能がAAグレード、ウェットグリップ性能がcグレードであることから、低燃費タイヤであることを示します。</p> <p>・低燃費タイヤに該当しない場合</p>  <p>上記の場合は、転がり抵抗性能がBグレード、ウェットグリップ性能がbグレードであることから、低燃費タイヤでないことを示します。</p> <p>「低燃費タイヤ」は、カタログ等でご確認いただくか、「タイヤ公正取引協議会」 https://www.tftc.gr.jp/にて確認することができます。</p>
<p>26 補助率について教えてください。</p>		<p>・省エネ機器の導入の場合 補助率 2/3以内</p> <p>・低燃費タイヤの導入の場合 補助率 1/2以内</p>
<p>27 補助金の上限額や下限額はありますか。</p>		<p>上限額… 100万円（省エネ機器のみ申請、低燃費タイヤのみ申請または併用申請）</p> <p>下限額… 6万6千円（省エネ機器のみ申請）、2万5千円（低燃費タイヤのみ申請）、9万1千円（併用申請の場合）</p>
<p>28 補助金の算定方法を具体的に教えてください。 （省エネ機器のみ申請）</p>		<p>（例1） 補助対象経費 965,200（円） 補助率：2/3 補助金申請額… 965,200（円）× 2/3 = 643,466（円） ⇒ <u>【申請額】643,000（円）</u> （千円未満切り捨て）</p> <p>（例2） 補助対象経費 1,750,000（円） 補助率：2/3 補助金申請額… 1,750,000（円）× 2/3 = 1,166,666（円） ⇒ <u>【申請額】1,000,000（円）</u>（上限額100万円） （千円未満切り捨て）</p>

補助金の額等について	29	補助金の算定方法を具体的に教えてください。 (低燃費タイヤのみ申請)	(例1) 補助対象経費 (円) 1,100,000 (円) 補助率: 1/2 補助金申請額… $1,100,000 (円) \times 1/2 = 550,000 (円) \Rightarrow$ <u>【申請額】 550,000 (円)</u>
			(例2) 補助対象経費 (円) 2,100,000 (円) 補助率: 1/2 補助金申請額… $2,100,000 (円) \times 1/2 = 1,050,000 (円) \Rightarrow$ <u>【申請額】 1,000,000 (円)</u> (上限額100万円)
	30	補助金の算定方法を具体的に教えてください。 (省エネ機器・低燃費タイヤ併用申請)	(例1) ・省エネ機器: 補助対象経費 (円) 965,200 (円) 補助率: 2/3 補助金申請額… $965,200 (円) \times 2/3 = 643,466 (円) \Rightarrow$ 643,000 (円) 【A】 (千円未満切り捨て) ・低燃費タイヤ: 補助対象経費 (円) 600,000 (円) 補助率: 1/2 補助金申請額… $600,000 (円) \times 1/2 = 300,000 (円)$ 【B】 【A】 + 【B】 = 943,000 (円) \Rightarrow <u>【申請額】 943,000 (円)</u> (例2) ・省エネ機器: 補助対象経費 (円) 965,200 (円) 補助率: 2/3 補助金申請額… $965,200 (円) \times 2/3 = 643,466 (円) \Rightarrow$ 643,000 (円) 【A】 (千円未満切り捨て) ・低燃費タイヤ: 補助対象経費 (円) 1,000,000 (円) 補助率: 1/2 補助金申請額… $1,000,000 (円) \times 1/2 = 500,000 (円)$ 【B】 【A】 + 【B】 = 1,143,000 (円) \Rightarrow <u>【申請額】 1,000,000 (円)</u> (上限額100万円)
申請等について	31	電子申請は可能ですか。	書類申請のみとなっております。
	32	申請書はどのように入手すればよいですか。	市商工労働課 (市役所別館2階)、市商工会 (本所・秋芳支所・美東支所) の各窓口、又は市のホームページからも入手できます。
	33	申請期間はいつまでですか。	令和8年3月6日 (金) ~ 令和8年4月30日 (木) までとなります。 ただし、令和8年9月30日 (水) までに補助対象機器の設置または補助対象タイヤの取付け、支払い、事業報告まで完了する必要がありますのでご注意ください。
	34	市内に事業所等を複数所有している場合、それぞれの事業所等で申請してもよいですか。	個人の場合… 全ての事業所等分を合算のうえ、申請は1回のみとなります。(上限額は100万円) 法人の場合… 事業所等がそれぞれ別に法人登記している場合は、事業所等ごとに申請が可能です。 (事業所ごとに上限額は100万円) 個人、法人の場合… 個人、法人としてそれぞれ申請が可能です。
	35	省エネ機器と低燃費タイヤの導入について併用申請することはできますか。	可能です。 ただし、併用申請の場合であっても補助金上限額は100万円となります。 (No.30参照)
	36	申請受付期間内であればいつ申請しても受理してもらえますか。	予算の範囲内において、先着順で申請受付を行うため、期間内であっても受理した申請額が予算額に達した時点で受付終了となります。その際は、HPにてお知らせします。
	37	申請書に押印は必要ですか。	不要です。
	38	申請書のほかに提出が必要なものがありますか。	添付が必要な書類については、申請書に記載しております。

	39	発注予定事業者からの見積書について「〇〇購入代一式 〇〇円」のような表記でもよいですか。	省エネ機器の場合… 対象機器本体代、設置費、リサイクル料など内訳が記載されたもの 低燃費タイヤの場合… 対象タイヤ代、取付費（工賃）、リサイクル料など内訳が記載されたもの				
	40	法人事業者が添付資料として登記事項証明書（写し）を提出する場合、1年前に取得したものでよいですか。	申請時において、3か月以内に発行されたものを提出してください。				
	41	確定申告書（写し）を添付資料として提出する場合、いつ申告したものを提出すればよいですか。	税務署に提出した直近の申告書の写しを提出してください。				
実績報告、請求について	42	対象機器の購入にかかる領収書等の証拠書類は原本の提出が必要ですか。	コピー（写し）をお願いします。				
	43	対象機器の導入または対象タイヤの導入にかかる支払証拠書類の種類について、具体的に教えてください。	支払い額と支払日が確認できるもの。 例）領収書、振込明細書、ATM利用明細書、銀行預金通帳の写し（該当部分のみ）、インターネットバンキング利用明細書画面コピー、クレジットカード払いの場合は決済明細書と決済口座の通帳該当部分など ※該当箇所以外は黒塗り等の処理をお願いします。				
	44	納品書や請求書は証拠書類に該当しますか。	支払いが確認できないため該当しません。				
その他	45	対象機器・対象タイヤの導入や設置工事はいつから可能ですか。	交付決定日以降から可能です。 ※交付決定通知については、申請書の提出後、概ね1～2週間程度要します。				
	46	家電・タイヤを販売している事業者ですが、仕入商品を自社にて設置・取付けしたいのですが、本事業への申請は可能ですか。	補助対象要件を満たしており、市内事業者から仕入れた商品であれば可能です。ただし、補助対象経費については、対象製品等の仕入れ価格となります。また、設置・取付けにかかる経費は対象外となります。				
	47	消費税は対象になりますか。	補助対象経費については、「消費税及び地方消費税額」を除いた額となります。				
	48	補助金はいつ支払われますか。	請求書受理後、1か月程度で請求書記載の口座にお振込みいたします。				
	49	省エネ機器設置の写真は設置後のみでよいですか。	設置前、設置後の提出をお願いします。				
	50	タイヤ取付けの写真は取付けのみでよいですか。	取付け前、取付け後の提出をお願いします。				
	51	申請書はどこに提出すればよいですか。	市商工労働課（市役所別館2階）、または美祢市商工会（本所・秋芳支所・美東支所）の各窓口。 また郵送も可能です。※郵送される場合、お手数ですが事前に市商工労働課へ電話連絡をお願いします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">郵送先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>759-2292 美祢市大嶺町東分326-1 美祢市観光商工部商工労働課 0837（52）5224</td> <td>759-2212 美祢市大嶺町東分320-3 美祢市商工会美祢支所 0837（52）0434</td> </tr> </tbody> </table>	郵送先		759-2292 美祢市大嶺町東分326-1 美祢市観光商工部商工労働課 0837（52）5224	759-2212 美祢市大嶺町東分320-3 美祢市商工会美祢支所 0837（52）0434
	郵送先						
	759-2292 美祢市大嶺町東分326-1 美祢市観光商工部商工労働課 0837（52）5224	759-2212 美祢市大嶺町東分320-3 美祢市商工会美祢支所 0837（52）0434					
	52	申請後の流れについてはどのようになりますか。	1 交付申請書受付（市） 2 内容審査後、申請者へ交付決定（不交付）決定通知（市） 3 事業の実施・完了後、実績報告書提出（申請者） 4 実績内容確認及び確定通知（市） 5 請求書提出（申請者） 6 請求書に記載された金融機関へ確定した補助金額のお振込み（市）				
53	受け取った補助金は課税対象となりますか。	原則、課税対象となります。詳細は所管税務署へお問い合わせください。					
54	調査や現地確認はありますか。	宣誓兼同意書に記載のとおり、必要に応じて現地確認や関係書類等の調査を実施することがあります。また、省エネ機器導入後又は低燃費タイヤ取付け後のヒアリング・アンケート調査等実施する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。					